

研究計画調書の概要

本欄には、研究計画調書に記載した「1 研究目的、研究方法など」「2 本研究の着想に至った経緯など」「3 応募者の研究遂行能力及び研究環境」について、その概要を2頁以内で簡潔にまとめて記述すること。

※「特設分野研究」では「研究計画調書の概要」「本特設分野研究への応募理由」に研究計画調書（Web入力項目）の前半部分を加えた「研究計画調書（概要版）」のみによる事前の選考を行います（応募件数が少ない場合、事前の選考は行いません）。本欄は書面審査及び合議審査では参照できないため注意すること。

※留意事項①：

1. 「特設分野研究」では「研究計画調書の概要」「本特設分野研究への応募理由」に研究計画調書（Web入力項目）の前半部分を加えた「研究計画調書（概要版）」のみによる事前の選考を行います（応募件数が少ない場合、事前の選考は行いません）。「研究計画調書の概要」欄は書面審査及び合議審査では参照できないため注意すること。

※留意事項②：

1. 作成に当たっては、研究計画調書作成・記入要領を必ず確認すること。
2. 本文全体は11ポイント以上の大きさの文字等を使用すること。
3. 各頁の上部のタイトルと指示書きは動かさないこと。
4. 指示書きで定められた頁数は超えないこと。なお、空白の頁が生じても削除しないこと。
5. 本留意事項（斜体の文章）は、研究計画調書の作成時には削除すること。

【研究計画調書の概要（つづき）】

本特設分野研究への応募理由

本欄には、応募研究課題が、小区分よりも本特設分野に応募することが相応しい理由を1頁以内で具体的かつ明確に記述すること。

※留意事項：

1. 「本特設分野研究への応募理由」欄は、事前の選考、書面審査及び合議審査で使用します。
2. 本留意事項（斜体の文章）は、研究計画調書の作成時には削除すること。

1 研究目的、研究方法など

本研究計画調書は「特設分野研究」で審査されます。記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（公募要領109頁参照）を参考にすること。

本欄には、本研究の目的と方法などについて、4頁以内で記述すること。

本文には、(1)本研究の学術的背景、研究課題の核心をなす学術的「問い」、(2)本研究の目的および学術的独自性と創造性、(3)本研究で何をどのように、どこまで明らかにしようとするのか、について具体的かつ明確に記述すること。

本研究を研究分担者とともに行う場合は、研究代表者、研究分担者の具体的な役割を記述すること。

※留意事項①：

1. 「特設分野研究」では「研究計画調書の概要」「本特設分野研究への応募理由」に研究計画調書（Web 入力項目）の前半部分を加えた「研究計画調書（概要版）」のみによる事前の選考を行います（応募件数が少ない場合、事前の選考は行いません）。
2. 書面審査及び合議審査では、「研究計画調書の概要」欄は参照できないため注意すること。例えば、「研究計画調書の概要」欄に載せた図を本欄以降で引用することはできないため、必要な図はそれぞれに記載すること。
3. 他の研究種目等との重複応募を可能としていますが、「特設分野研究」に応募する研究計画は、継続研究課題及び重複応募研究課題とは、研究内容に重複がないものに限ります。

※留意事項②：

1. 作成に当たっては、研究計画調書作成・記入要領を必ず確認すること。
2. 本文全体は11ポイント以上の大きさの文字等を使用すること。
3. 各頁の上部のタイトルと指示書きは動かさないこと。
4. 指示書きで定められた頁数は超えないこと。なお、空白の頁が生じても削除しないこと。
5. 本留意事項（斜体の文章）は、研究計画調書の作成時には削除すること。

【1 研究目的、研究方法など（つづき）】

【1 研究目的、研究方法など（つづき）】

【1 研究目的、研究方法など（つづき）】

2 本研究の着想に至った経緯など

本欄には、(1)本研究の着想に至った経緯と準備状況、(2)関連する国内外の研究動向と本研究の位置づけ、について1頁以内で記述すること。

3 応募者の研究遂行能力及び研究環境

本欄には応募者（研究代表者、研究分担者）の研究計画の実行可能性を示すため、(1)これまでの研究活動、(2)研究環境（研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む）について2頁以内で記述すること。

「(1)これまでの研究活動」の記述には、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。

【3 応募者の研究遂行能力及び研究環境（つづき）】

4 人権の保護及び法令等の遵守への対応（公募要領 4 頁参照）

本欄には、本研究を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を、1 頁以内で記述すること。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む）、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

該当しない場合には、その旨記述すること。